

令和7年度
水質検査計画



福井市上下水道局

水質検査計画とは

水道は市民の生活を支える社会生活の基盤となるきわめて重要な施設です。また、水道水の安全性を確保することは、社会の衛生環境を維持するうえで、とても大切です。この水道水の安全性を確認するためには、水質検査が正しく実施され、水道法に定められる水質基準に適合することが確認されなければなりません。さらに、水源から配水池、家庭の蛇口に至る一連の水道水の流れを把握し、水質検査を通じて、それぞれの施設等が正しく管理されているか確認する必要があります。

今回策定した「水質検査計画」は、福井市が供給する水道水の安全確保のため、水道法20条及び水道法施行規則第15条に基づき、検査項目及び検査地点、測定回数など、具体的な検査内容を定めるものです。「水質検査計画」や「水質検査結果」を通じ、市民に水道水の安全性を伝えるとともに、信頼確保につなげていきます。

水質検査計画の構成

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 浄水及び原水の水質確認
- 4 検査地点、検査項目及び検査頻度
- 5 臨時の水質検査
- 6 水質検査の方法
- 7 委託検査
- 8 関係者との連携
- 9 水質検査計画及び検査結果の公表
- 10 水質検査の信頼性確保

1 基本方針

- (1) 検査は、水道法で義務付けられる給水栓水に加え、九頭竜浄水場配水、表流水原水、表流水浄水及び地下水について実施します。
- (2) 検査項目は、検査が義務づけられている水質基準項目（※1）【付表2参照】に加え、水質管理目標設定項目（※2）【付表3参照】及び要検討項目（※3）【付表4参照】、福井市が独自に行う検査項目【付表5～9参照】とします。
- (3) 給水栓の検査頻度は、水質基準項目は給水栓 15 箇所について毎月行います。また、毎日検査（色、濁り、残留塩素の検査）は水質監視局 5 箇所及び市内 18 箇所の給水栓で毎日行います。【付表1参照】
- (4) クリプトスポリジウム及びジアルジア（以下、「クリプトスポリジウム等」）は、福井市上下水道局が策定した「クリプトスポリジウム等対策マニュアル（令和5年11月）」に基づき、原水及び浄水のクリプトスポリジウム等及びその指標菌の検査を行います。

（※1）水質基準項目

「水質基準に関する省令(平成 15 年厚生労働省令第 101 号)」に規定された 51 項目のことで、水道水の安全性又は利便性という観点から、それぞれに基準値が設定されています。

（※2）水質管理目標設定項目

厚生労働省通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(平成 15 年 10 月 10 日付健水発第 1010001 号)に規定された 27 項目のことです。これらの項目は、評価値が暫定的であったり、検出レベルは高くないが水道水質管理上注意喚起が必要であるとして、水道水の安全性又は利便性という観点から、それぞれに目標値が設定されています。

（※3）要検討項目

毒性評価が定まらない物質や、水道水中での検出実態が明らかでない 46 項目のことです。

2 水道事業の概要

(1) 給水状況

令和 5 年度の給水状況は次のとおりです。

令和 5 年度水道事業年報より

給 水 人 口	249,334 人	年 間 配 水 量	32,724,106 m ³
普 及 率	97.97 %	一 日 最 大 配 水 量	103,010 m ³
給 水 栓 数	108,740 栓	一 日 平 均 配 水 量	89,410 m ³

(2) 配水系統及び浄水施設概要

福井市には、以下の浄水場があります。水道水は各浄水場から配水池や配水塔を経由し、一部を除く市内全域に配水されています。

令和5年度水道事業年報より

浄水場名	所在地	原水の種類	能力(日量)	浄水処理方法(【】内は薬品名)
①九頭竜浄水場	北野下町	表流水 地下水(26井)	133,270 m ³	薬品沈殿池(傾斜板付)、急速ろ過 前塩素、中塩素及び後塩素処理 【PAC [*] 、NaOH [*] 、次亜塩素酸Na [*] 】
②篠尾浄水場	篠尾町	地下水(1井)	800 m ³	塩素消毒 【次亜塩素酸Na】
③一本木浄水場	春日3丁目	地下水(10井)	7,100 m ³	除鉄・除マンガン、前塩素処理 【次亜塩素酸Na】
④江端浄水場	下荒井町	地下水(4井)	4,000 m ³	除鉄・除マンガン、前塩素処理 【次亜塩素酸Na】
⑤川西浄水場	布施田町	地下水(2井)	1,780 m ³	除鉄・除マンガン、前塩素処理 【次亜塩素酸Na】
⑥森田浄水場	東森田1丁目	地下水(5井)	14,700 m ³	塩素消毒 【次亜塩素酸Na】
⑦田治島浄水場	田治島町	地下水(5井)	4,200 m ³	塩素消毒 【次亜塩素酸Na】
⑧真栗浄水場	真栗町	地下水(5井)	8,200 m ³	除鉄・除マンガン、前塩素処理 【次亜塩素酸Na】
		表流水(県水)		薬品沈殿池(傾斜板付)、膜ろ過 前塩素、中塩素及び後塩素処理 【活性炭、PAC、NaOH、次亜塩素酸Na】

※ PAC：ポリ塩化アルミニウム、NaOH：水酸化ナトリウム、次亜塩素酸Na：次亜塩素酸ナトリウム

※ 休止中の井戸を含む。

①の九頭竜浄水場では、九頭竜川表流水を中ノ郷取水場にて取水し、塩素消毒・薬品沈殿・急速ろ過の浄水処理を行い、表流水浄水としています。併せて地下水も水源としており、塩素消毒による浄水処理の後、表流水浄水と混合し、市内に配水しています。

②～⑦の浄水場では、地下水を取水し、塩素消毒による浄水処理を行っています。しかし、一部の浄水場は地下水に鉄やマンガンを多く含んでいるため、これらを取り除く接触ろ過を行い、市内に配水しています。

⑧の真栗浄水場では、地下水を塩素消毒・接触ろ過した浄水と福井県の日野川地区水道管理事務所が管理する浄水(以下、県水)〔原則1,600m³/日受水〕を混合し、清水地区に配水しています。また、一部の清水地区では、県水〔原則1,900m³/日受水〕を片粕配水池において受水・配水しているところもあります。

3 浄水及び原水の水質確認

(1) 浄水の水質確認

浄水に関しては、水道法に基づく定期的な検査を行い、すべての検査地点が水質基準に適合することを確認します。

また、浄水処理を行う施設においては、所定の検査を行い、適正な浄水処理が行われているか確認します。

(2) 原水の水質監視

原水については、水質基準項目や下表に示す汚染要因、水質管理上注意すべき項目などから検査項目を設定し、得られた結果を適正な浄水処理に活かします。

県水については、県が作成した水質検査計画に基づき検査・管理されています。本市では、県水を浄水処理された原水としてとらえ、これに留意した独自の水質検査を行います。

	原水の汚染要因	水質管理上注意すべき項目
九頭竜川表流水 (九頭竜浄水場) 県水 (片粕配水池、 真栗浄水場)	降雨時の高濁度発生	濁度
	油類等による突発汚染事故	油臭、有機化合物
	水田等における農薬類の散布	農薬類
	藻類の発生	臭気物質
	有機物等	有機化合物、消毒副生成物
地下水	井戸の経年変化	濁度、細菌
	化学物質	有機化合物
	地質由来の物質	鉄、マンガン等

4 検査地点、検査項目及び検査頻度

福井市上下水道局が実施している主な水質検査の概要は下表のとおりです。（詳細については、付表1～7参照）

検査の種類	検査地点	検査項目	検査頻度
水道法に基づく定期（毎日）検査	市内 23 箇所の給水栓（うち 5 箇所は水質監視局）	色及び濁り並びに消毒の残留効果	毎日
水道法に基づく定期（毎月）検査	市内 15 箇所の給水栓水（うち 5 箇所は水質監視局）	①水質基準項目（※1） ②水質管理目標設定項目（※2） ③要検討項目（※3） ④その他の項目（※4）	毎月
九頭竜浄水場配水検査	九頭竜浄水場水質試験室内サンプリング栓 ・第2九頭竜配水池水		
表流水系検査	九頭竜浄水場水質試験室内サンプリング栓 ・表流水浄水 ・表流水原水	①水質基準項目（※5） ②水質管理目標設定項目（※2） ③要検討項目（※3） ④その他の項目（※4） ⑤クリプトスポリジウム等に係る検査（※6）	①～④：毎月 ⑤：毎月又は3か月に1回
地下水検査	市内 49 箇所の水源井		①～④：年1回 ⑤：毎月又は3か月に1回
受水検査	真栗浄水場内受水サンプリング栓	①水質基準項目（※7） ②水質管理目標設定項目 ③要検討項目 ④その他の項目 ⑤クリプトスポリジウム等に係る検査	6, 7, 12, 1月

（※1）水質基準項目は、6、9、12、3月に全51項目の検査を実施。それ以外の月は項目を減じて実施
なお、項目を減らすにあたっては、これまでの検出状況を勘案し、水道法施行規則第15条第1項第3号八（過去の検出状況に応じて検査頻度を減じることができる）を適用しています。（詳しくは付表2を参照）

（※2）水質管理目標設定項目は、全27項目のうち項目を減らして実施（詳しくは付表3を参照）

（※3）要検討項目は、全46項目のうち項目を減らして実施（詳しくは付表4を参照）

（※4）その他の項目は福井市が独自に行う項目（詳しくは付表5を参照）

（※5）水質基準項目の浄水については、全51項目の検査を実施。原水については“味”を除く50項目の検査を実施。水源井については、消毒副生成物”と“味”を除く39項目について検査を実施（詳しくは付表2を参照）

（※6）クリプトスポリジウム等に係る検査は、クリプトスポリジウム及びジアルジア、大腸菌及び嫌気性芽胞菌を検査（詳しくは付表6参照）

（※7）水質基準項目は、6、12月に全項目、7、1月に項目を減らして実施。水質管理目標設定項目、要検討項目、その項目については、項目を減らして実施（詳しくは付表2～6参照）

5 臨時の水質検査

次のような事由が発生したとき、その状況に応じた臨時の水質検査を行います。

- (1) 水質基準に適合しないおそれがあるとき
- (2) 水源等で色及び濁りが生じるなど、水質が著しく悪化したとき
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺に消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 浄水過程に異常があったとき
- (5) 県から受水に関する水質異常の通報があったとき
- (6) 河川表流水で多数の魚がへい死するなど、水源に異常がみられたとき
- (7) その他特に必要があると認められたとき

6 水質検査の方法

- (1) 毎日検査項目である色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査は、市内 18 箇所の家庭と 5 箇所の水質監視局の計 23 箇所で実施します。具体的な検査内容を下表に示します。

検査箇所 検査項目	市内 18 箇所（各家庭に委託）	市内 5 箇所（水質監視局）
色及び濁り	透明なガラスコップに水道水を汲み、色・濁りがないか目視により確認する。	「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）」別表第 37 及び別表第 40 の方法による。
消毒の残留効果	「厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年厚生労働省告示第 318 号）」別表第 1 の方法による。	「厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年厚生労働省告示第 318 号）」別表第 5 の方法による。

- (2) 水質基準項目に関する検査は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）」に定める方法により行います。【付表 2 参照】
- (3) 水質管理目標設定項目に関する検査は、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について（平成 15 年厚生労働省通知健水発第 1010001 号）」に定める方法により行います。【付表 3 参照】ただし、一部の農薬、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）に係る検査は委託により行います。
- (4) 残留塩素に関する検査は、「厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年厚生労働省告示第 318 号）」別表 1 又は別表 3 に定める方法により行います。
- (5) 要検討項目に関する検査は、上水試験方法（最新版）等により行います。ただし、ダイオキシン類については委託により行います。
- (6) その他の項目に関する検査は、上水試験方法（最新版）等により行います。
- (7) クリプトスポリジウム等に係る検査は、委託により行います。

7 委託検査

水質基準 51 項目以外の検査を委託する場合、原則、水道 G L P 認定の水質検査機関を選びます。

8 関係者との連携

九頭竜川表流水を利用しているため、上流域の国や県等の自治体及び消防署と連携し、河川事故等の連絡体制を構築し、安全な原水の確保に取り組みます。

9 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び結果は、福井市ホームページ(くらし>水道>水道事業>水道水の水質 <http://www.city.fukui.lg.jp/kurasi/suido/sproject/suisitu.html>) で公開し、上下水道局でも閲覧できるようにします。

水質検査計画については、毎年見直します。見直しにおいては社会情勢の変化や国の通知に基づくとともに、お客様のご意見を次期計画策定の参考としていきます。

10 水質検査の信頼性保証

(1) 水道 G L P 認定

福井市上下水道局は、平成 22 年 9 月 28 日に公益社団法人 日本水道協会から「水道 G L P」の認定を受けました。これは、本市の水道水の水質検査が正確かつ適正に実施されていることを保証するものです。

また、令和 4 年度には更新審査を通過し、認定が維持されています。

今後とも、水道 G L P に沿った品質管理システムを運用し、技術力の向上と信頼性の確保に努めます。



(2) 水質検査の精度

水質検査結果の精度を保つため、毎年 1 回以上、検査項目の基準濃度の原則 1/10 以下の検体を調製し、これを 5 回繰り返し測定した結果の変動係数が、金属等無機物の場合は 10%以下、トリハロメタン等有機物の場合は 20%以下であることを確認します。

また、検査中においても 10 検体毎に精度確認用試料を測定し、測定結果の誤差率が、無機物で 10%以下、有機物で 20%以下であることを確認します。

環境省が主催する外部精度管理に参加するとともに、水道 G L P に基づき内部精度管理を実施します。

定期(毎日・毎月)検査地点

付表1

測点	水系	配水池	毎日検査地点	毎月検査地点
1	九頭竜水系	九頭竜配水池	桐野町	同 左
2			黒丸町	同 左
3			西下野町	---
4			玄正島町	---
5			久喜津町	同 左
6			原目配水池	重立町
7	一本木水系	足羽山配水池	西木田3丁目	同 左
8	森田水系	森田配水塔	二日市町	同 左
9	田治島水系	田治島配水池	半田町	同 左
10			上毘沙門町	---
11			脇三ヶ町	同 左
12	江端水系	杉谷配水池	徳尾町	---
13			三尾野町	同 左
14	篠尾水系	篠尾配水池	宿布町	同 左
15	川西水系	川西配水池	深谷町	同 左
16			白方町	---
17			西二ツ屋町	---
18			燈豊配水池	一王寺町
19		川西南配水池	小丹生町	同 左
20	真栗水系	末配水池	下市町	同 左
21		滝波配水池	笹谷町	---
22		真栗配水池	甕谷町	---
23		片粕配水池	大森町	同 左

※ 水道水の色、濁り、消毒の残留効果を確認する毎日検査は、市内23箇所を実施し、そのうち黒丸町・二日市町・宿布町・脇三ヶ町・小丹生町を除く18箇所についてはご家庭に委託して行います。



水質基準項目 水質検査計画表

付表2

	水質基準項目	基準値 (mg/L)	定期毎月検査	九頭竜浄水場配水検査	表流水系検査		地下水検査	受水検査	検査方法
			給水栓水 15箇所	第2九頭竜 配水池水	表流水 浄水	表流水 原水	水源井水 (49井)	真栗浄水 場受水	
1	一般細菌	100個/ml	12	12	12	12	1	4	別表第1
2	大腸菌	不検出	12	12	12	12	1	4	別表第2
3	カドミウム及びその化合物	0.003	12	12	12	12	1	4	別表第6
4	水銀及びその化合物	0.0005	4	12	12	12	1	2	別表第7
5	セレン及びその化合物	0.01	12	12	12	12	1	4	別表第6
6	鉛及びその化合物	0.01	12	12	12	12	1	4	別表第6
7	ヒ素及びその化合物	0.01	12	12	12	12	1	4	別表第6
8	六価クロム化合物	0.02	12	12	12	12	1	4	別表第6
9	亜硝酸態窒素	0.04	12	12	12	12	1	4	別表第13
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	4	12	12	12	1	2	別表第12
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	12	12	12	12	1	4	別表第13
12	フッ素及びその化合物	0.8	12	12	12	12	1	4	別表第13
13	ホウ素及びその化合物	1.0	12	12	12	12	1	4	別表第6
14	四塩化炭素	0.002	12	12	12	12	1	4	別表第15
15	1,4-ジオキサン	0.05	12	12	12	12	1	4	別表第15
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	12	12	12	12	1	4	別表第15
17	ジクロロメタン	0.02	12	12	12	12	1	4	別表第15
18	テトラクロロエチレン	0.01	12	12	12	12	1	4	別表第15
19	トリクロロエチレン	0.01	12	12	12	12	1	4	別表第15
20	ベンゼン	0.01	12	12	12	12	1	4	別表第15
21	塩素酸	0.6	6	12	12	12	—	4	別表第13
22	クロロ酢酸	0.02	4	12	12	12	—	2	別表第17の2
23	クロロホルム	0.06	12	12	12	12	—	4	別表第15
24	ジクロロ酢酸	0.03	4	12	12	12	—	2	別表第17の2
25	ジブロモクロロメタン	0.1	12	12	12	12	—	4	別表第15
26	臭素酸	0.01	4	12	12	12	—	2	別表第18の2
27	総トリハロメタン	0.1	12	12	12	12	—	4	---
28	トリクロロ酢酸	0.03	4	12	12	12	—	2	別表第17の2
29	ブロモジクロロメタン	0.03	12	12	12	12	—	4	別表第15
30	ブロモホルム	0.09	12	12	12	12	—	4	別表第15
31	ホルムアルデヒド	0.08	4	12	12	12	—	2	別表第19の3
32	亜鉛及びその化合物	1.0	12	12	12	12	1	4	別表第6
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	12	12	12	12	1	4	別表第6
34	鉄及びその化合物	0.3	12	12	12	12	1	4	別表第6
35	銅及びその化合物	1.0	12	12	12	12	1	4	別表第6
36	ナトリウム及びその化合物	200	12	12	12	12	1	4	別表第20
37	マンガン及びその化合物	0.05	12	12	12	12	1	4	別表第6
38	塩化物イオン	200	12	12	12	12	1	4	別表第13
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	12	12	12	12	1	4	別表第20
40	蒸発残留物	500	12	12	12	12	1	4	別表第23
41	陰イオン界面活性剤	0.2	6	12	12	12	1	2	別表第24
42	ジェオスミン	0.00001	12	12	12	12	1	4	別表第25
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	12	12	12	12	1	4	別表第25
44	非イオン界面活性剤	0.02	4	12	12	12	1	2	別表第28
45	フェノール類	0.005	4	12	12	12	1	2	別表第29
46	有機物(TOCの量)	3	12	12	12	12	1	4	別表第30
47	pH値	5.8~8.6	12	12	12	12	1	4	別表第31
48	味	異常でないこと	12	12	12	—	—	4	別表第33
49	臭気	異常でないこと	12	12	12	12	1	4	別表第34
50	色度	5度	12	12	12	12	1	4	別表第36
51	濁度	2度	12	12	12	12	1	4	別表第41

(※) 表中の数字は、年間の検査回数を、“-”は検査を行わないことを示す。

(※) 表流水原水及び地下水(49井)には基準値を適用しない。

(※) 検査方法の欄に記載されている別表番号は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年厚生労働省告示第261号)」に掲げられている別表を指し、この方法により検査を行う。

水質管理目標設定項目 水質検査計画表

付表3

	水質管理目標設定項目	目標値	定期毎月検査	九頭竜浄水場配水検査	表流水系検査		地下水検査	受水検査
			給水栓水 15箇所	第2九頭竜 配水池水	表流水 浄水	表流水 原水	水源井水 (49井)	真栗浄水場 受水
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、 0.02mg/L以下	12	12	12	12	1	4
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、 0.002mg/L以下(暫定)	12	12	12	12	1	4
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、 0.02mg/L以下	12	12	12	12	1	4
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	12	12	12	12	1	4
8	トルエン	0.4mg/L以下	12	12	12	12	1	4
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	2	2	2	2	1	2
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	6	12	12	12	-	4
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	6	12	12	12	-	4
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	2	2	2	2	-	2
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	2	2	2	2	-	2
15	農薬類	検出値と目標値の比の和 として、1以下	1	2	2	2	1	1
16	残留塩素	1mg/L以下	12	12	12	12	-	4
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	12	12	12	12	1	4
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.01mg/L以下	12	12	12	12	1	4
19	遊離炭酸	20mg/L以下	12	12	12	12	1	4
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	12	12	12	12	1	4
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	12	12	12	12	1	4
22	有機物(KMnO4の消費量)	3mg/L以下	2	2	2	2	1	2
23	臭気強度(TON)	3以下	12	12	12	12	1	4
24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	12	12	12	12	1	4
25	濁度	1度以下	12	12	12	12	1	4
26	pH値	7.5程度	12	12	12	12	1	4
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	12	12	12	12	1	4
28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数 が2,000以下(暫定)	2	2	2	2	1	2
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	12	12	12	12	1	4
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、 0.1mg/L以下	12	12	12	12	1	4
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及び ペルフルオロオクタタン酸(PFOA)	0.00005mg/L以下 (暫定)	2	-	4	4	1	-

- (※) 表中の数字は、年間の検査回数を、“-”は検査を行わないことを示す。
- (※) 表流水原水及び地下水(49井)には目標値を適用しない。
- (※) 農薬類における検査項目は、九頭竜川鳴鹿大堰より上流域で使用される水稻農薬の実績により決定する。なお、検査時期は農繁期の6月、7月とする。
- (※) 検査は、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について(平成15年10月10日健水発第1010001号)」の「別添4 水質管理目標設定項目の検査方法」により行う。
- (※) 地下水検査におけるペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタタン酸(PFOA)の検査は、49井の内16井について行う。
- (※) ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタタン酸(PFOA)の検査は委託により行う。

要検討項目 水質検査計画表

付表4

	要検討項目	目標値	定期毎月検査	九頭竜浄水場配水検査	表流水系検査		地下水検査	受水検査
			給水栓水 15箇所	九頭竜第2 配水池水	表流水 浄水	表流水 原水	水源井水 (49井)	真栗浄水場 受水
1	銀	---	12	12	12	12	1	4
2	バリウム	0.7mg/L以下	12	12	12	12	1	4
3	ビスマス	---	12	12	12	12	1	4
4	モリブデン	0.07mg/L以下	12	12	12	12	1	4
5	ダイオキシン類		-	-	1	1	-	-
6	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01mg/L以下	2	2	2	2	1	2
7	フタル酸ブチルベンジル	0.5mg/L以下(暫定)	2	2	2	2	1	2
8	トリクロロアセトニトリル	---	2	2	2	2	-	2
9	プロモクロロアセトニトリル	---	2	2	2	2	-	2
10	ジプロモアセトニトリル	0.06mg/L以下	2	2	2	2	-	2
11	アセトアルデヒド	---	4	12	12	12	-	2
12	キシレン	0.4mg/L以下	12	12	12	12	1	4

- (※) 表中の数字は、年間の検査回数を、“-”は検査を行わないことを示す。
- (※) 表流水原水及び地下水(49井)には目標値を適用しない。
- (※) 検査は、「上水試験方法(最新版)」などを参考にして行う。
- (※) ダイオキシン類の検査は委託により行う。

福井市が独自に行う項目 水質検査計画表

その他の項目

付表5

	検査項目	定期毎月検査	九頭竜浄水場配水検査	表流水系検査		地下水検査	受水検査
		給水栓水 15箇所	第2九頭竜 配水池水	表流水 浄水	表流水 原水	水源井水 (49井)	真栗浄水場 受水
1	アンモニア態窒素	12	12	12	12	1	4
2	生物化学的酸素要求量(BOD)	-	-	-	12	-	-
3	侵食性遊離炭酸	12	12	12	12	1	4
4	全窒素	-	12	12	12	1	-
5	トリハロメタン(THM)生成能	-	-	-	12	-	-
6	溶存酸素	-	-	-	12	-	-
7	酸度	12	12	12	12	1	4
8	アルカリ度	12	12	12	12	1	4
9	電気伝導率	12	12	12	12	1	4
10	臭素イオン	12	12	12	12	1	4
11	リン酸イオン	12	12	12	12	1	4
12	硫酸イオン	12	12	12	12	1	4
13	リチウム	12	12	12	12	1	4
14	カリウム	12	12	12	12	1	4
15	カルシウム	12	12	12	12	1	4
16	マグネシウム	12	12	12	12	1	4
17	紫外線吸光度	-	12	12	12	-	-

(※) 表中の数字は、年間の検査回数を、“-”は検査を行わないことを示す。(※) 検査は、「上水試験方法(最新版)」などを参考に行う。

クリプトスポリジウム等対策関連項目

付表6

	検査項目	表流水系検査		地下水検査		受水検査
		表流水 原水	表流水 浄水	水源井水 (51井)	篠尾水源井 (1井)	真栗浄水場 受水
1	クリプトスポリジウム及びジアルジア	4	4	-	4	4
2	大腸菌及び嫌気性芽胞菌	12	12	4	12	-

(※) 大腸菌及び嫌気性芽胞菌はクリプトスポリジウム及びジアルジアの指標菌として、委託により検査を行う。

(※) 表中の数字は、年間の検査回数を、“-”は検査を行わないことを示す。

放射能検査

付表7

	検査項目	表流水系検査		地下水検査	汚泥検査
		表流水 原水	表流水 浄水	水源井水 (2井)	九頭竜浄水場 天日乾燥汚泥
1	セシウム134			1	
2	セシウム137			1	

(※) 表中の数字は、年間の検査回数を示す。(※) 検査は、委託により行う。

浄水場機能検査

付表8

	検査項目	除鉄・除マンガン処理施設(3施設)			九頭竜浄水場
		原水	浄水	排水	排水
1	鉄及びその化合物	12	12	2	2
2	マンガン及びその化合物	12	12	2	2
3	色度・濁度	12	12	-	-
4	臭気	12	12	-	-
5	pH値	12	12	2	2
6	残留塩素	-	12	-	-
7	生物化学的酸素要求量(BOD)	-	-	2	2
8	浮遊物質量(SS)	-	-	2	2

(※) 表中の数字は、年間の検査回数を、“-”は検査を行わないことを示す。

(※) 検査は、「上水試験方法(最新版)」などを参考にして行う。

(※) 浄水場からの排水は、浄水能力及び排水量によって水質汚濁防止法または福井市公害防止条例の規制を受けるため、自主検査により当該法令の遵守を確認している。(対象施設は、九頭竜浄水場、一本木浄水場、江端浄水場及び真栗浄水場の計4施設)

(※) 排水の「鉄及びその化合物」、「マンガン及びその化合物」は、それぞれ「溶解性鉄」、「溶解性マンガン」を測定する。

九頭竜川上流域調査

付表9

検査項目	検査項目	検査項目
1 pH値	11 六価クロム化合物	21 トリクロロエチレン
2 溶存酸素(DO)	12 ヒ素及びその化合物	22 テトラクロロエチレン
3 生物化学的酸素要求量(BOD)	13 水銀及びその化合物	23 1,3-ジクロロプロペン
4 浮遊物質量(SS)	14 ジクロロメタン	24 ベンゼン
5 大腸菌群数	15 四塩化炭素	25 セレン及びその化合物
6 大腸菌	16 1,2-ジクロロエタン	26 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
7 嫌気性芽胞菌	17 1,1-ジクロロエチレン	27 ふっ素及びその化合物
8 カドミウム及びその化合物	18 シス-1,2-ジクロロエチレン	28 ほう素及びその化合物
9 シアン化合物イオン及び塩化シアン	19 1,1,1-トリクロロエタン	29 1, 4-ジオキサン
10 鉛及びその化合物	20 1,1,2-トリクロロエタン	30 農薬類

(※) 検査項目は、環境省が定める「公共用水域の水質汚濁に係る環境基準」を参考に選定した。

(※) 検査は、九頭竜浄水場の九頭竜川上流域5地点において、8月に実施する。

(※) 大腸菌及び嫌気性芽胞菌は、クリプトスポリジウム及びジアルジアの指標菌として、委託により検査を行う。